

青森県報

第三千三百七十四号

平成二十三年

四月十一日
(月曜日)

目次

告 示

地籍調査事業計画……………	(農村整備課) ……	一
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………	(西北地域 県民局) ……	一
選挙管理委員会……………		
政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部 訂正……………	(事務局) ……	二
右……………	(同) ……	二
右……………	(同) ……	二
右……………	(同) ……	三
監査委員……………		
監査結果に対する措置の公表……………	(事務局) ……	三
雑 報……………		
経営健全化計画の変更……………	(新産業都市 建設事業団) ……	四

告 示

青森県告示第三百五十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成

二十三年地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十三年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地 域	調査期 間
青森市	大字細越字外長沢の一部	平成二十三年四月十一日から平成二十四年三月三十一日まで
弘前市	大字悪戸字鳴瀬の一部、字青柳、字村元 大字下湯口字青柳	
八戸市	大字鮫町字上手代森、字下手代森、字八ノ木沢、字八ノ木沢、字大開、大字根城字内沢、字牛ヶ窪	
五所川原市	大字飯詰字石田の一部	
むつ市	金谷一丁目の一部、小川町一丁目の一部	

青森県告示第三百五十三号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項		指定漁船調書の縦覧	
加入区 名 称	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間	場 所
深浦 一番地二	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八 森 長 保	平成二十三年 四月十一日か ら同月二十五	深浦漁業協 同組合

西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一
 ○一番地四四 舟 木 初 夫 日 まで
 西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三〇
 三番地一 山 本 幸 広

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

平成二十年九月二十六日青森県選挙管理委員会告示第六十七号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十三年四月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政治団体の収支報告書の要旨の平成19年分(3)その他の政治団体のア統括表鳴海つよし後援会の項中

180,000	180,098
180,000	180,098
96,700	96,700
180,000	180,000
18	18
を	に訂正する。
98	

青森県選挙管理委員会告示第三十七号

平成二十一年九月三十日青森県選挙管理委員会告示第七十四号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十三年四月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政治団体の収支報告書の要旨の平成20年分(3)その他の政治団体のア統括表鳴海つよし後援会の項中

83,300	83,554
83,300	83,398
	156
を	に訂正する。
156	

青森県選挙管理委員会告示第三十八号

平成二十二年十一月二十九日青森県選挙管理委員会告示第七十五号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十三年四月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政治団体の収支報告書の監査の平成21年分③その他の政治団体のア統括表(繰越)に
し後援会の項中

83,351	83,605
83,300	83,554
51	51

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

平成二十二年十一月二十九日青森県選挙管理委員会告示第七十五号(政治資金規正
法)による政治団体の収支報告書の監査)の一部を次のように訂正する。

平成二十三年四月十一日
青森県選挙管理委員会公務員課 川 村 能 人

政治団体の収支報告書の監査の平成21年分③その他の政治団体のイ資産(借入金)の

表中

奈良岡央後援会	奈良岡 央	21,300,000
山崎力後援会	山崎 力	1,420,000

奈良岡央後援会	奈良岡 央	21,300,000
藤本克泰後援会	藤本 克泰	5,000,000
山崎力後援会	山崎 力	1,420,000

監 査 報 告

監査結果に対する措置の公表

平成23年 2月14日付け青森県報第3350号で公表した監査の結果について、青森県知
事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199
条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年 4月11日

青森県監査委員 泉 山 哲 章

同 元 木 篤 子
同 相 川 正 光
同 三 橋 一 三

監査箇所名	監査結果	措置の内容
財団法人青森県フエ リー埠頭公社	その他有形固定資産に おいて、減価償却費及び 減価償却累計額が誤って いる。	平成22年度において、過年 度分の不足額を過年度損益修 正(予算科目)として予算 計上し、決算時に建物減価償 却累計額により修正処理す ることとした。
社団法人青い森農林 振興公社	未収金の解消に努める こと。	未収金を確実に回収するた め、延滞者に対して分割返済 契約を締結したり、個別面談 を継続的に実施している。 なお、今後回収が見込めな い延滞者に対しては、差押さ えなど法的措置を履行した。
地方独立行政法人青 森県産業技術センター	固定資産及び固定負債 において、減価償却累計 額が誤っているものが多 数ある。	平成21年度は償却資産の一 部について法令で定める償却 限度額に満たない金額で減価 償却を実施していたことから、 平成22年度に全ての償却資産 を法令で定める償却限度額で 減価償却をすることに改めた。 この措置により平成21年度 の償却不足額は平成22年度以 降の減価償却を通じて解消す る。
	業務委託費において、 契約書等の内容が不備な ものがある。	見積書、契約書及び請求書 等の関係書類の整合性に関す るチェックの強化及び適正な 検査確認の励行を所長会議、 庶務担当者会議等の機会を通 じて周知徹底した。

社会福祉法人白銀会	事務費本人徴収額を誤っていることから補助金交付額が過大となっている。	監査結果を踏まえ、事務費本人徴収額を再確認し、過大交付となっている補助金について、平成22年11月29日付けで報告し、平成23年1月11日付けで返還した。
-----------	------------------------------------	---

経 営 健 全 化 計 画

経営健全化計画

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第24条の規定により準用する同法第5条第1項の規定に基づき、平成23年3月青森県新産業都市建設事業団理事会第189回定例会の議を経て、青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業に係る経営健全化計画を変更したので、同法第5条第2項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年4月11日

青森県新産業都市建設事業団
理事長 三村 申 吾

経 営 健 全 化 計 画 書

平成23年3月25日変更
青森県新産業都市建設事業団
桔梗野工業用地造成事業会計

第1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析

当工業用地に関しては、分譲開始時点から比較的順調に売却が進んでいたが、一部に土壌改良を行っても工業用地に適さない軟弱地盤地が存在し、立地した企業が地盤沈下によって操業に支障をきたしていたため、その買戻し費用や移転補償費用などを当事業団が負担したものである。これにより、買戻し費用や移転補償費用など当初予定していないコストが発生したことに加え、買戻した軟弱地盤地は売却ができないことから、さらに経理上の不利となり、借入金の利子負担が高み現在に至っている。平成20年度末の未処分用地64,059㎡のうち58,098㎡が軟弱地盤地である。

第2 計画期間

平成21年度から平成48年度まで28年間

第3 経営の健全化の基本方針

八戸市及び青森県からの財政支援並びに事業が既に完了している市川及び第2臨海事業会計の剰余金の導入等により、資金不足比率の改善及び債務の解消を図る。

第4 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

1 負債解消策

(1) 八戸市から平成22年度を初年度として2,820,000千円を35年間で繰入する。

平成22年度 80,586千円

平成23年度から平成56年度 80,571千円（各年度）

(2) 軟弱地以外の2区画を100,000千円で分譲する。

(3) 他会計剰余金1,342,000千円を繰入する。

市川事業会計剰余金 574,000千円

第2臨海事業会計剰余金 768,000千円

2 負債抑制策（支払利息の抑制）

(1) 青森県から平成22年度を初年度として3,064,000千円を無利子借入する。

(2) 他会計剰余金1,197,000千円を無利子借入する。
 市川事業会計剰余金574,000千円
 ただし、平成21年度は一部有利子
 第2臨海事業会計剰余金623,000千円
 ただし、平成21年度は一部有利子

第5 各年度ごとの第4の方策に係る収入及び支出に関する計画
 別紙 収支計画のとおり

第6 各年度ごとの資金不足比率の見通し

(単位：%)

年度	計画初年度 の前年度	計画初年度 (平成21年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)
資金不足比率	453.8	383.5	297.9	287.1	276.4
年度	平成25年度 (第5年度)	平成26年度 (第6年度)	平成27年度 (第7年度)	平成28年度 (第8年度)	平成29年度 (第9年度)
資金不足比率	265.7	254.9	244.1	233.3	222.6
年度	平成30年度 (第10年度)	平成31年度 (第11年度)	平成32年度 (第12年度)	平成33年度 (第13年度)	平成34年度 (第14年度)
資金不足比率	211.8	201.1	190.3	179.5	168.7
年度	平成35年度 (第15年度)	平成36年度 (第16年度)	平成37年度 (第17年度)	平成38年度 (第18年度)	平成39年度 (第19年度)
資金不足比率	157.9	147.2	136.4	125.6	114.8
年度	平成40年度 (第20年度)	平成41年度 (第21年度)	平成42年度 (第22年度)	平成43年度 (第23年度)	平成44年度 (第24年度)
資金不足比率	104.0	93.3	82.5	71.7	61.0

第7 その他経営の健全化に必要な事項
 な し

年度	平成45年度 (第25年度)	平成46年度 (第26年度)	平成47年度 (第27年度)	平成48年度 (第28年度)	
資金不足比率	50.2	39.4	28.7	15.0	

